

不動産登記実務の視点Ⅳ 目 次

はしがき

第17章 根抵当権に関する登記 1

(1) 総 説 1

(一) 根抵当権の意義・性質 1

(二) 根抵当権の設定 3

① 担保すべき債権の範囲 4

ア 特定の継続的取引契約によって生ずる債権 5

イ 一定の種類取引によって生ずる債権 13

(ア) 一定の種類取引として認められているもの  
13

(イ) 一定の種類取引として認められないもの 26

ウ 特定の原因に基づいて債務者との間に継続して生ずる債権 42

エ 手形上若しくは小切手上の請求権 45

オ 不特定債権とともに特定債権をも被担保債権とする  
場合 47

② 債務者 50

③ 極度額 63

④ 確定期日 65

- ⑤ 優先弁済の定め 71
- (2) 根抵当権の設定の登記手続 74
  - (一) 総 説 74
  - (二) 登記の目的, 登記原因及びその日付 78
  - (三) 共同根抵当権の設定の登記 79
- (3) 根抵当権移転の登記 86
  - (一) 確定前における根抵当権の移転 86
    - ① 全部譲渡 88
    - ② 分割譲渡 95
    - ③ 一部譲渡 100
    - ④ 相続・合併等 104
  - (二) 確定後における根抵当権の移転 116
    - ① 債権譲渡 118
    - ② 代位弁済 119
    - ③ 共同根抵当権の次順位担保権者の代位 131
    - ④ 相続・合併等 133
  - (三) 共有根抵当権の共有者の権利譲渡 136
- (4) 根抵当権の変更又は更正の登記 148
  - (一) 変更又は更正の登記の意義 148
  - (二) 被担保債権の範囲の変更又は更正の登記 153
  - (三) 債務者の変更又は更正の登記 165
  - (四) 極度額の変更又は更正の登記 184
  - (五) その他の登記事項の変更又は更正の登記 212
- (5) 根抵当権者の相続に関する登記 224
- (6) 債務者の相続に関する登記 239

- (7) 債務者の合併・会社分割 253
- (8) 根抵当権の処分等の登記 257
- (9) 根抵当権の確定に関する登記 272

先例索引 319

判例索引 323